

平成29年度に向けた公の施設使用料の改定について

1 経緯

現行の公の施設使用料については、平成24年8月に定めた「公の施設使用料見直し方針」に基づき改定し、25年4月から適用しているものである。

「公の施設使用料見直し方針」では、使用料の改定基準として「使用料は、原則として4年ごとに改定する」こととしており、次の改定時期は29年度となっている。

そこで、今年度中に使用料の改定の是非について決定する必要があるため、改定の判断の基となる施設維持管理経費について、27年度決算における状況を調査した。

なお、現行使用料の算定基礎となる施設維持管理経費は22年度決算値を採用しているが、これは23年度においては東日本大震災の影響から大幅な節電対策等に取り組んだため、算定基礎として適切でない判断したためである。

2 施設維持管理経費の調査結果

平成27年度の施設維持管理経費は総額25億2,500万円余であり、22年度に比べ1億4,900万円余、約5.6%の減となっている。その主な要因は、指定管理者の更新による経費の効率化や保守等委託経費等が減少したことによるものである。

一方、使用料収入は、22年度使用料改定前の収入の47%（約1億8,700万円）増の5億8,300万円余となり、対施設維持管理経費の割合は22年度の16.4%から23.1%に上昇している。

また、施設ごとに27年度の施設維持管理経費に基づく算定単価を算出したところ、上がるもの下がるもの様々あるが、公園特殊施設や体育施設を除き、22年度の施設維持管理経費に基づく算定単価との大きな増減は見られない（別紙）。

3 平成29年度に向けた公の施設使用料の改定について

2の調査結果を踏まえ、平成29年度の公の施設使用料の改定については、「公の施設使用料の見直し方針」の考え方及び次の理由から、改定を行わないこととする。

- 施設維持管理経費の変動は小さく、公の施設の多数を占める集会施設は概ね現行使用料の据え置きとなること。
- 使用料単価の算定根拠となる施設維持管理経費については、単年度のみで判断するのではなく、社会経済状況も踏まえ複数年度の推移を見ていく必要があること。

以上

平成27年度維持管理費調査結果による主な施設の使用料試算

単位:円

施設	現行単価	27算定単価	22算定単価	27-現単価差	27-22単価差	
男女平等・共同参画センター	12.98	9.93	9.64	▲ 3.05	0.29	
(登録団体単価)	4.82	4.96	4.82	0.14	0.14	
住区会議室	10.50	10.11	10.50	▲ 0.39	▲ 0.39	
(登録団体単価)	5.25	5.05	5.25	▲ 0.20	▲ 0.20	
中小集会室・勤労福祉会館	12.10	9.74	12.10	▲ 2.36	▲ 2.36	
勤労福祉会館:卓球室	6.24	9.74	12.10	3.50	▲ 2.36	
消費生活センター研修室	12.10	16.20	20.23	4.10	▲ 4.03	区セ調整
(登録団体単価)	6.05	8.10	10.12	2.05	▲ 2.02	区セ調整
心身障害者センター	7.62	4.44	3.19	▲ 3.18	1.25	
(登録団体単価)	3.74	2.22	1.60	▲ 1.52	0.63	
エコプラザ	13.63	13.49	13.63	▲ 0.14	▲ 0.14	
(登録団体単価)	6.82	6.75	6.82	▲ 0.07	▲ 0.07	
緑が丘文化会館・社会教育館	12.48	8.98	8.23	▲ 3.50	0.75	
(登録団体単価)	4.12	4.49	4.12	0.37	0.37	
青少年プラザ	12.98	9.26	9.78	▲ 3.72	▲ 0.52	
(登録団体単価)	4.89	4.63	4.89	▲ 0.26	▲ 0.26	
パーシモン大・小ホール(平日)	7.30	10.08	9.72	2.78	0.36	近隣類似均衡
(登録団体)	3.65	5.04	4.86	1.39	0.18	近隣類似均衡
パーシモン練習室	12.98	10.08	7.86	▲ 2.90	2.22	近隣類似均衡
(登録団体)	6.49	5.04	4.86	▲ 1.45	0.18	近隣類似均衡
GTホール(平日)	16.74	15.95	21.68	▲ 0.79	▲ 5.73	近隣類似均衡
(登録団体)	8.37	7.98	10.84	▲ 0.39	▲ 2.86	近隣類似均衡
中小企業センターホール(平日)	7.52	6.13	5.86	▲ 1.39	0.27	近隣類似均衡
区民斎場	22.86	11.55	8.08	▲ 11.31	3.47	近隣類似均衡
駒場公園和館	25.96	55.73	34.72	29.77	21.01	
菅刈公園和室	30.08	31.03	25.84	0.95	5.19	
公園特殊施設(ボート場)	200.00	167.39	201.03	▲ 32.61	▲ 33.64	
(ボニー場:引き馬)	200.00	265.26	268.78	65.26	▲ 3.52	
(ボニー場:個人教室)	2,400.00	10,108.59	10,218.26	7,708.59	▲ 109.67	
(ボニー場:団体教室)	4,800.00	9,664.25	10,289.22	4,864.25	▲ 624.97	
貸切利用体育施設(区民利用)	2.91	2.31	2.91	▲ 0.60	▲ 0.60	
エアライフル場(区民利用)	9.79	6.09	19.93	▲ 3.70	▲ 13.84	近隣類似均衡
砧サッカー場(区民利用)	950.00	527.46	591.82	▲ 422.54	▲ 64.36	近隣類似均衡
砧野球場(区民利用)	696.49	708.95	696.49	12.46	12.46	近隣類似均衡
碑文谷野球場(区民利用)	1,900.00	4,414.81	5,939.84	2,514.81	▲ 1,525.03	近隣類似均衡
庭球場(区民利用)	1,200.00	1,346.41	1,553.30	146.41	▲ 206.89	近隣類似均衡
プール(区民利用)	9,203.40	5,412.20	5,243.50	▲ 3,791.20	168.70	近隣類似均衡
美術館	8.08	7.99	9.74	▲ 0.09	▲ 1.75	近隣類似均衡

※集会室・ホール関係は、1㎡1時間あたりの単価、
公園特殊施設は一人あたり1回単価。

公の施設使用料の見直し方針（平成24年8月改定）抜粋

(イ) 利用者の原則的な負担割合

表1 公の施設の区分別対象経費と利用者負担割合

区分	施設の具体例	対象経費	利用者負担割合
I	道路、公園（特殊施設利用を除く）、学校、図書館		0%
II	老人いこいの家、高齢者センター、児童館、〔幼稚園〕		25%
III	会議室・集会室・研修室等（男女平等・共同参画センター、住区会議室、消費生活センター、中小企業センター、勤労福祉会館、心身障害者センター、菅刈公園和館、エコプラザ、社会教育館、緑が丘文化会館、青少年プラザ）、体育施設（トレーニング室及びプールの一般公開利用を除く）、美術館（区民ギャラリー）、ホール（中小企業センター、文化ホール）	維持管理経費	50%
	区民斎場、ポート、ポニー園、駒場公園和館、体育施設（トレーニング室及びプールの一般公開利用に限る）		
IV	駐車場	維持管理経費	100%
※	付加価値の高い施設 文化ホール、駒場公園和館、機能の高い音楽室等 （負担割合は区分IからIVの各施設に同じ）	維持管理経費 + 資本的経費	IからIVの各割合
<p>【参考】 法令又は統一的基準等により使用料が別途算定されている施設の例 特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、心身障害者センター（会議室等を除く）、福祉工房、すくすくのびのび園、母子生活支援施設、保育所、学童保育クラブ、区営住宅、区民住宅、認定こども園・幼稚園</p>			

(ア) 使用料算定単価の算定方式

$$\text{算定単価} = \frac{\text{使用料算定対象経費}}{\text{総延べ利用面積} \times \text{年間利用可能時間}} \times \text{負担割合}$$

使用料算定単価は、原則として同じ施設（住区会議室、社会教育館等）ごとに求める。

4 施設別使用料の算定

施設別の使用料改定額は、次の考え方により調整した改定単価に基づき算定する。

ア 原則

具体的な改定額は、算定額を基本としつつ、ホール、斎場など、施設によっては近隣自治体や民間との均衡を考慮し決定する。

なお、算定使用料が現行より引下げとなる施設の使用料については、登録団体の負担との均衡、類似施設との均衡等から、現行の使用料を据え置くこととする。

イ 緩和措置

大幅な引き上げは、区民の負担や行政の安定性から好ましくないので、改定単価は、原則として現行単価の2倍（改定後2年間は1.5倍）を上限とする緩和措置を講じる。

ウ 端数処理等

(ア) 使用料額は、原則として100円単位とする。

(イ) 100円未満の端数は四捨五入とするが、同一施設の中では統一を図る。

5 使用料の改定基準

使用料の長期間の据え置きが、維持管理経費との乖離を拡大させることは好ましくない。使用料に、社会情勢や維持管理経費の変動を定期的に反映させ、適正な額に改定していくことが重要である。

従って、定期的に改定していくことを原則としながら、物価及び維持管理経費の動向の他に、さまざまな社会経済状況をも考慮に入れて総合的に決定されるのが望ましい。

そこで、次の基準によることとする。

《使用料改定基準》

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 使用料は、原則として4年ごとに改定する。2 使用料は、原則として一斉に改定する。 |
|---|

また、改定は、物価の動向、他区等の状況などから総合的に判断する。